

原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定並びに原産地名称及び地理的表示に
関するリスボン協定のジュネーブ改正協定に基づく共通規則

2018年10月 2日 施工

目次

第Ⅰ章 序及び総則

- 規則1 定義
- 規則2 期間の計算
- 規則3 使用言語
- 規則4 管轄当局

第Ⅱ章 出願及び国際出願

- 規則5 出願に関する要件
- 規則6 瑕疵がある出願
- 規則7 国際登録簿への記入
- 規則7の2 1967年改正協定に基づいて行われた国際登録の日付及びその効力発生日
- 規則8 手数料

第Ⅲ章 国際登録に関する拒絶及びその他の措置

- 規則9 拒絶
- 規則10 瑕疵がある拒絶通告
- 規則11 拒絶の撤回
- 規則12 保護の付与
- 規則13 締約国における国際登録の効果の無効
- 規則14 第三者に与えられる経過期間
- 規則15 変更
- 規則16 保護の放棄
- 規則17 国際登録の取消
- 規則18 国際登録簿に施す訂正

第Ⅳ章 雑則

- 規則19 公告
- 規則20 国際登録簿の抄本及び国際事務局が提供するその他の情報
- 規則21 署名
- 規則22 伝達物の送達日
- 規則23 国際事務局による通知の態様
- 規則24 実施細則
- 規則25 施行, 経過規定

第 I 章 序及び総則

規則1 定義

- (1) [略称] 本規則の適用上、別段の明示的な定めがない限り、次のとおりとする。
- (i) 「ジュネーブ改正協定」とは、原産地名称及び地理的表示に関する2015年5月20日のリスボン協定のジュネーブ改正協定をいう。
- (ii) 本規則において使用される略称であって、ジュネーブ改正協定第1条及び第2条(1)に定義するものは、同改正協定と同じ意味を有する。
- (iii) 1967年改正協定ではなく原産地名称の保護及び国際登録に関する1958年10月31日のリスボン協定が適用される場合は常に、1967年改正協定への言及は、1958年10月31日のリスボン協定をいうものと理解される。
- (iv) 「規則」とは、本規則の規則をいう。
- (v) 「実施細則」とは、規則24にいう実施細則をいう。
- (vi) 「公定様式」とは、国際事務局が作成した様式をいう。
- (vii) 「通信」とは、出願又は出願若しくは国際登録に関する若しくは伴う請求、宣言、通告、求め若しくは情報であって、管轄当局、国際事務局又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人に宛てられるものをいう。
- (viii) 「1967年改正協定の適用を受ける出願」とは、1967年改正協定に基づいて提出され、関係締約国の相互の関係が1967年改正協定の適用を受ける出願をいう。
- (ix) 「ジュネーブ改正協定の適用を受ける出願」とは、ジュネーブ改正協定に基づいて提出され、関係締約国の相互の関係がジュネーブ改正協定の適用を受ける出願をいう。
- (x) 「拒絶」とは、1967年改正協定第5条(3)又はジュネーブ改正協定第15条にいう宣言をいう。
- (2) [1967年改正協定において使用される表現とジュネーブ改正協定において使用される表現との間の対応]本規則の適用上、次のとおりとする。
- (i) 「締約国」への言及は、適切なときは、1967年改正協定にいう「国」への言及を含むものとみなす。
- (ii) 「原産締約国」への言及は、適切なときは、1967年改正協定にいう「原産国」への言及を含むものとみなす。
- (iii) 規則19における「公告」への言及は、適切なときは、1967年改正協定第5条(2)にいう定期刊行物における公告への言及を含むものとみなし、その公開に使用される媒体の如何を問わない。

規則2 期間の計算

- (1) [年で表示された期間] 年で表示された期間は、該当する後の年における、当該期間の開始時点となる出来事の月及び日と同じ数の月及び日に満了する。ただし、当該出来事が2月29日に生じ、かつ、該当する後の年において2月が28日で終わる場合は、当該期間は、2月28日に満了するものとする。
- (2) [月で表示された期間] 月で表示された期間は、該当する後の月における、当該期間の開始時点となる出来事の日と同じ数の日に満了する。ただし、該当する後の月に同じ数の日が

ない場合は、当該期間は、その月の末日に満了するものとする。

(3) [国際事務局又は管轄当局の就業日でない日における満了] 国際事務局又は管轄当局の就業日でない日に期間が満了する場合は、当該期間は、(1)及び(2)に拘らず、その後の最初の就業日に満了するものとする。

規則3 使用言語

(1) [国際出願] 国際出願は、英語、フランス語又はスペイン語によらなければならない。

(2) [出願の後の通信] 出願又は国際登録に関する通信は、関係する管轄当局の選択により又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人の選択により、英語、フランス語又はスペイン語によるものとする。これらの手続のために必要な翻訳文は、国際事務局が作成する。

(3) [国際登録簿への記入及び公告] 国際登録簿への記入及び公報による公告は、英語、フランス語及びスペイン語による。そのために必要な翻訳文は、国際事務局が作成する。ただし、国際事務局は、原産地名称を翻訳しないものとする。

(4) [原産地名称又は地理的表示の翻訳] 出願が規則5(2)(b)に従い原産地名称又は地理的表示の翻字を含む場合は、国際事務局は、当該翻字が正確であるか否かを調べない。

(5) [1967年改正協定の適用を受ける出願に係る原産地名称の翻訳] 1967年改正協定の適用を受ける出願が規則5(6)(v)に従い原産地名称の1又は複数の翻訳を含む場合は、国際事務局は、当該翻訳が正確であるか否かを調べない。

規則4 管轄当局

(1) [国際事務局への通知] 各締約国は、自国の管轄当局、すなわち、国際事務局へ出願及び他の通知を提出し、国際事務局から通告を受領するために指定した当局の名称及び連絡先を国際事務局に通知する。

(2) [単一の当局又は複数の当局] (1)にいう通知には、望ましくは、単一の管轄当局を示す。締約国が複数の管轄当局を通知する場合は、この通知には、国際事務局へ出願及び他の通信の提出並びに国際事務局からの通信の受領に関するそれぞれの権限を明確に表示する。

(3) [適用される手続に関する情報] 管轄当局は、その領域において原産地名称及び地理的表示における権利に異議を申し立て、権利を行使するための適用される手続に関する情報を利用可能にする。

(4) [変更] 締約国は、(1)及び(3)にいう事項の変更を国際事務局に通知する。ただし、国際事務局は、通知がないとき、変更が行われたことが明確に示される場合において、職権上、当該変更を認めることができる。

第Ⅱ章 出願及び国際出願

規則5 出願に関する要件

(1) [提出]出願は、その目的のために規定された公定様式を用いて国際事務局に提出され、かつ、出願を提出する管轄当局又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人により署名されるものとする。

(2) [出願-必要な内容]

(a) 出願には、次のものを表示する。

(i) 原産締約国

(ii) 出願を提出する管轄当局又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人の連絡先

(iii) 集散的に指定された若しくは集散的指定が不可能な場合は名称により指定された受益者又はジュネーブ改正協定の適用を受ける出願の場合は、原産締約国の法令に基づいて、原産地名称若しくは地理的表示における受益者の権利若しくは他の権利を主張する法的地位を有する自然人若しくは法人

(iv) 登録が求められている原産地名称又は地理的表示。原産締約国の公用語による又は原産締約国が複数の公用語を有する場合は、原産地名称若しくは地理的表示が原産締約国において保護の付与の基礎となる登録、決議若しくは決定に記載されている公用語による。

(v) 原産地名称又は地理的表示が適用される商品(可能な限り正確に)

(vi) 商品の地理的生産地域又は地理的原産地域

(vii) 原産締約国において原産地名称又は地理的表示への保護の付与の基礎となる登録(該当するときは登録の日付及び番号を含む)、立法上若しくは行政上の決議又は司法上若しくは行政上の決定を特定する詳細

(b) 受益者又はジュネーブ改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人、地理的生産地域又は地理的原産地域の名称及び登録が求められている原産地名称又は地理的表示がラテン文字によらない場合は、出願には、それらの翻字を含めるものとする。この翻字には、当該出願の言語の表音要素を使用するものとする。

(c) 出願には、規則8に定める登録料及びその他の手数料を添えるものとする。

(3) [ジュネーブ改正協定の適用を受ける出願-品質、名声又は特徴に関する事項]

(a) ジュネーブ改正協定の締約国は、その領域における登録された原産地名称又は地理的表示の保護のために、ジュネーブ改正協定の適用を受ける出願に、原産地名称の場合は商品の品質又は特徴及び地理的生産地域の地理的環境との結びつき並びに地理的表示の場合は商品の品質、名声又は他の特徴及び地理的原産地域との結びつきに関する事項を更に表示することを要件とする限り、当該要件を事務局長に通知する。

(b) 当該要件を満たすために、(a)にいう事項は、使用言語により提供するものとするが、国際事務局は、それらの事項を翻訳しないものとする。

(c) (a)に基づいて締約国が通告する要件に従わない出願は、規則6に従うことを条件として、当該締約国に関して保護を放棄する効果を有する。

(4) [ジュネーブ改正協定の適用を受ける出願-署名及び/又は使用意思]

(a) ジュネーブ改正協定の締約国は、登録された原産地名称又は地理的表示の保護のために、ジュネーブ改正協定の適用を受ける出願が、当該保護により与えられる権利を主張する法的

地位を有する者により署名されることを要件とする限り、当該要件を事務局長に通告する。

(b) 締約国は、登録された原産地名称又は地理的表示の保護のために、ジュネーブ改正協定の適用を受ける出願に、その領域において登録された原産地名称若しくは地理的表示を使用する意思の宣言書又はその領域において登録された原産地名称若しくは地理的表示の他人による使用に対して管理を行う意思の宣言書を添付することを要件とする限り、当該要件を事務局長に通告する。

(c) ジュネーブ改正協定の適用を受ける出願であって、(a)に従い署名されていないもの又は(b)に示される宣言書を添付していないものは、規則6に従うことを条件として、(a)及び(b)に基づいて通告された署名又は宣言書を必要とする締約国に関して保護を放棄する効果を有する。

(5) [ジュネーブ改正協定の適用を受ける出願-原産地名称又は地理的表示の一部の要素についての保護の不請求]ジュネーブ改正協定の適用を受ける出願には、出願人の知る限りにおいて、原産締約国において原産地名称又は地理的表示への保護の付与の基礎となる登録、立法上若しくは行政上の決議又は司法上若しくは行政上の決定が、原産地名称又は地理的表示の一部の要素について保護が付与されないことを明示しているか否かを表示する。当該要素は、(2) (b)にいう翻字とともに、使用言語及び(2) (a) (iv)にいう原産締約国の公用語により、出願に表示する。

(6) [出願-任意の内容]

(a) 出願には、次のものを表示又は含めることができる。

(i) 受益者又はジュネーブ改正協定の適用を受ける出願の場合は、(2) (a) (ii)を害することなく、同改正協定第5条(2) (ii)にいう自然人若しくは法人の宛先

(ii) 1又は複数の締約国において保護を放棄する旨の宣言

(iii) 原産締約国において原産地名称又は地理的表示への保護の付与の基礎となる登録、立法上若しくは行政上の決議又は司法上若しくは行政上の決定の原語による写し

(iv) 1967年改正協定の適用を受ける出願については、原産地名称の一部の要素又はジュネーブ改正協定の適用を受ける出願については、原産地名称若しくは地理的表示の(5)にいう以外の一部の要素について、保護を請求しない旨の陳述書

(v) 1967年改正協定の適用を受ける出願については、原産国の管轄当局が望むすべての言語による原産地名称の1又は複数の翻訳

(vi) 1967年改正協定の締約国である原産締約国の管轄当局が、当該国において原産地名称に付与された保護に関して提供することを望む更なる情報。例えば、生産物の生産地域についての追加の明細及び商品の品質又は特徴とその地理的環境との間の結びつきに係る説明である。

(b) 規則3(3)に拘らず、国際事務局は、(a) (i)及び(vi)にいう事項を翻訳しないものとする。

規則6 瑕疵がある出願

(1) [出願の審査及び瑕疵の訂正]

(a) (2)に従うことを条件として、国際事務局は、出願が規則3(1)又は規則5に定める条件を満たさないと判断する場合は、登録を差し控え、管轄当局に対し又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2) (ii)にいう自然人若しくは法人に対し、発見された瑕疵を、求めが送付された日から3月の期間内に修正するよう求める。

(b) 発見された瑕疵が(a)にいう求めの日から2月以内に訂正されなかった場合は、国際事務局は、その求めに係る催促状を送付する。当該催促状の送付は、(a)にいう3月の期間に影響を及ぼすものではない。

(c) (a)にいう3月の期間内に国際事務局が瑕疵の訂正を受領しなかった場合は、国際事務局は、(d)に従うことを条件として、当該出願を拒絶し、管轄当局に対し又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人及び管轄当局に対し、その旨を通知する。

(d) 規則5(3)若しくは(4)に基づいて行われた通知又はジュネーブ改正協定第7条(4)に基づいて行われた宣言に基づく要件についての瑕疵がある場合において、(a)にいう3月の期間内に国際事務局が瑕疵の訂正を受領しなかったときは、国際登録から生じる保護は、当該通知又は当該宣言を行った締約国において放棄されるものとみなす。

(e) (c)に従い出願が拒絶された場合は、国際事務局は、当該出願について納付された手数料を、規則8にいう登録料の半分に相応する額を控除した上で還付する。

(2) [正規のものと認められない出願]出願は、原産締約国の管轄当局により又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人により提出されない場合は、国際事務局により正規のものと認められず、送付者に返却されるものとする。

規則7 国際登録簿への記入

(1) [登録]

(a) 国際事務局は、出願が規則3(1)及び規則5に定める条件を満たすと判断する場合は、原産地名称又は地理的表示を国際登録簿に記入する。

(b) 国際事務局は、締約国ごとに、国際登録がジュネーブ改正協定の適用を受けるか1958年10月31日のリスボン協定又は1967年改正協定の適用を受けるかを指定する。

(2) [登録の内容] 国際登録においては、次の事項を含め又は表示する。

(i) 当該国際出願に記載されたすべての事項

(ii) 国際事務局が受領した国際出願の言語

(iii) 当該国際登録の番号

(iv) 当該国際登録の日付

(3) [証明書及び通告]国際事務局は、次のことを行う。

(i) 原産締約国の管轄当局に対し又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、登録を請求した受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人に対し、国際登録証を送付すること、及び

(ii) 各締約国の管轄当局に国際登録を通告すること

(4) [ジュネーブ改正協定第29条(4)及び第31条(1)の実施]

(a) 1967年改正協定の締約国である国によるジュネーブ改正協定の批准又はこれへの加入の場合は、当該国に関して1967年改正協定に基づいて効力を有する原産地名称の国際登録については、規則5(2)から(4)までを準用するものとする。国際事務局は、関係する管轄当局に対し、規則3(1)及び規則5(2)から(4)までの要件を考慮して、ジュネーブ改正協定に基づくその登録のために行うべき変更を確認し、かつ、ジュネーブ改正協定の締約国である他のすべての締約国にそのように行われた国際登録を通告する。変更は、規則8(1)(ii)に定める手数料

の納付を条件とする。

(b) ジュネーブ改正協定及び1967年改正協定の締約国が発した拒絶又は無効は、(a)にいう国際登録に関してジュネーブ改正協定に基づいてなお効力を有する。ただし、当該締約国が、ジュネーブ改正協定第16条に基づく拒絶の撤回又はジュネーブ改正協定第18条に基づく保護の付与に係る陳述書を通告したときはその限りでない。

(c) (b)が適用されない場合は、ジュネーブ改正協定及び1967年改正協定の締約国は、(a)に基づく通告を受領したときは、関係する原産地名称をそれ以後ジュネーブ改正協定に基づいても引き続き保護する。ただし、当該締約国が、1967年改正協定第5条(3)及びその残存期間においてはジュネーブ改正協定第15条(1)に定める期間内に別段の指定をしたときはその限りでない。1967年改正協定第5条(6)に基づいて与えられた期間であって、(a)に基づく通告を受領した時になお効力を有するものは、その残存期間においては、ジュネーブ改正協定第17条の規定に従うことを条件とする。

(d) ジュネーブ改正協定の締約国であるが1967年改正協定の締約国でないものの管轄当局であって、(a)に基づく通知を受領したものは、ジュネーブ改正協定第15条に従い、その領域における当該国際登録の何れかの効果の拒絶を国際事務局に通告することができる。当該管轄当局は、この拒絶を、規則9(1)(b)及び(c)に定める期間内に国際事務局に送付する。規則6(1)(d)及び規則9から規則12までを準用するものとする。

規則7の2 1967年改正協定に基づいて行われた国際登録の日付及びその効力発生日

(1) [国際登録の日付]

(a) (b)に従うことを条件として、1967年改正協定に基づいて行われた出願の国際登録の日付は、出願を国際事務局が受領した日付とする。

(b) 出願に次の事項の全てが記載されていない場合は、国際登録日は、欠けている事項を国際事務局が最後に受領した日付とされるものとする。

- (i) 原産締約国；
- (ii) 出願を提出する管轄当局；
- (iii) 受益者を特定する詳細；
- (iv) 登録が求められている原産地名称；
- (v) 原産地名称を適用する商品；

(2) [国際登録の日付]

(a) (b)及び(3)に従うことを条件として、1967年改正協定に基づいて行われた国際登録の対象である原産地名称は、1967年改正協定の各締約国において、1967年改正協定の第5条(3)に従って原産地名称の保護を拒絶されておらず、又は規則12に従って国際事務局に保護の付与通告が送達された場合、国際登録日から保護されるものとする。

(b) 1967年改正協定の各締約国は、自己の法令に従って、(a)にいう登録原産地名称が宣言に示されている日付から保護されているが、当該日付は1967年改正協定の第5条(3)にいう1年の期間の満了日より後でないことを、宣言により、事務局長に通告することができる。

(3) [ジュネーブ改正協定への加盟後の国際登録の効力発生日]

1967年改正協定の締約国である原産締約国がジュネーブ改正協定を批准し、又はこれに加入した後は、1967年改正協定に基づいて行われた国際登録の対象である原産地名称は、ジュネーブ改正協定の締約国であるが1967年改正協定の締約国でない各締約国であって、ジュネー

ブ改正協定第15条に従い保護を拒絶せず、又はジュネーブ改正協定第18条に従い保護の付与に係る陳述書を国際事務局に送付したものにおいては、規則6(1)(d)に基づく瑕疵がある場合を除き、ジュネーブ改正協定第6条(5)(b)に従うことを条件として、当該原産締約国によるジュネーブ改正協定の批准又はこれへの加入が効力を生じる日から保護される。

規則8 手数料

- (1) [手数料の額]国際事務局は、次の手数料をスイス・フランで徴収する。
 - (i) 国際登録に係る手数料
 - (ii) 国際登録の各変更に係る手数料
 - (iii) 国際登録簿の抄本の交付に係る手数料
 - (iv) 国際登録簿の内容に関する証明その他の書面での情報の提供に係る手数料
 - (v) (2)にいう個別手数料
- (2) [ジュネーブ改正協定の適用を受ける出願に係る個別手数料の額の設定]
 - (a) ジュネーブ改正協定の締約国が、ジュネーブ改正協定の適用を受ける出願に関してジュネーブ改正協定第7条(4)にいう個別手数料を受領することを希望する旨の同規定にいう宣言を行う場合は、当該手数料の額は、管轄当局が使用する通貨により指定するものとする。
 - (b) 手数料が(a)にいう宣言においてスイスの通貨以外の通貨により指定されている場合は、事務局長は、当該締約国の管轄当局と協議の上、国際連合の公式為替レートに基づいてスイスの通貨による手数料の額を設定する。
 - (c) 連続して3月を超えて、スイスの通貨と締約国が個別手数料の額を指定した通貨との間の国際連合の公式為替レートが、スイスの通貨による手数料の額を設定するために適用された最後の為替レートよりも少なくとも5パーセント高い又は低い場合は、当該締約国の管轄当局は、事務局長に対し、請求を行う日の前日における国際連合の公式為替レートに従いスイスの通貨による新たな手数料の額を設定するよう要請することができる。事務局長は、それに応じて処理をしなければならない。新たな額は、事務局長が決定する日から適用する。ただし、当該日は、機関のウェブサイトにおける上記額の公開の日の後1月から2月の間とする。
 - (d) 連続して3月を超えて、スイスの通貨と締約国が個別手数料の額を指定した通貨との間の国際連合の公式為替レートが、スイスの通貨による手数料の額を設定するために適用された最後の為替レートよりも少なくとも10パーセント低い場合は、事務局長は、国際連合の現行の公式為替レートに従いスイスの通貨による新たな手数料の額を設定する。新たな額は、事務局長が決定する日から適用する。ただし、当該日は、機関のウェブサイトにおける上記額の公開の日の後1月から2月の間とする。
- (3) [ジュネーブ改正協定の締約国である関係する締約国の口座へのジュネーブ改正協定の適用を受ける出願に係る個別手数料の払込]ジュネーブ改正協定の締約国に関して国際事務局に納付された個別手数料は、当該手数料が納付された国際登録に係る登録が行われた月の翌月中に、国際事務局における当該締約国の口座に払い込まれるものとする。
- (4) [スイスの通貨を使用する義務]本規則に基づいて国際事務局に対して行われるすべての納付は、手数料が管轄当局を通じて納付される場合は当該管轄当局が当該手数料を他の通貨により徴収している可能性があるという事実を拘らず、スイスの通貨によるものとする。
- (5) [納付]

- (a) (b)に従うことを条件として、手数料は、国際事務局に直接に納付するものとする。
- (b) 出願に関連して納付すべき手数料は、管轄当局が当該手数料を徴収及び転送することを受諾し、かつ、受益者が望む場合は、管轄当局を通じて納付することができる。当該手数料を徴収及び転送することを受諾する管轄当局は、その事実を事務局長に通告する。
- (6) [納付の態様]手数料は、実施細則に従い国際事務局に納付するものとする。
- (7) [納付に伴う表示]国際事務局に手数料を納付する時には、関係する原産地名称又は地理的表示及び納付の目的の表示をしなければならない。
- (8) [納付日]
- (a) (b)に従うことを条件として、手数料は、国際事務局が必要とされる額を受領した日に国際事務局に納付されたものとみなす。
- (b) 必要とされる額が国際事務局に開設された口座で入手可能であり、かつ、国際事務局が当該口座の所有者から当該額を引き落とす旨の指示を受領している場合は、手数料は、国際事務局が出願又は変更の登録に係る請求を受領した日に国際事務局に納付されたものとみなす。
- (9) [手数料の額の変更]手数料の額が変更された場合は、当該手数料を国際事務局が受領した日に有効な額を適用する。
- (10) [1967年改正協定の保護措置]
- (a) (1) (v)に拘らず、ジュネーブ改正協定及び1967年改正協定の締約国がジュネーブ改正協定第7条(4)に基づいて行った宣言は、ジュネーブ改正協定及び1967年改正協定の締約国である他の締約国との関係に影響を及ぼすものではない。
- (b) 総会は、[ジュネーブ改正協定の効力発生から10年の期間の満了後であって、1967年改正協定の締約国の過半数がジュネーブ改正協定の締約国となった日から5年の期間が満了したときは]、4分の3以上の多数による議決により、(a)を廃止し、又は(a)の範囲を制限することができる。ジュネーブ改正協定及び1967年改正協定の締約国のみが投票権を有する。

第三章 国際登録に関する拒絶及びその他の措置

規則9 拒絶

(1) [国際事務局への通告]

(a) 拒絶は、関係する締約国の管轄当局により国際事務局に通告されるものとし、かつ、当該管轄当局により署名されるものとする。

(b) 拒絶は、1967年改正協定第5条(2)又はジュネーブ改正協定第6条(4)に基づく国際登録の通知の受領から1年の期間内に通告されるものとする。ジュネーブ改正協定第29条(4)の場合は、この期限は、更に1年延長することができる。

(c) (a)にいう管轄当局による反証がない限り、国際登録の通告は、通告において指定された日の後20日後に、管轄当局により受領されたものとみなす。

(2) [拒絶通告の内容] 拒絶通告は次のものを表示又は含めるものとする。

(i) 管轄当局の拒絶通告；

(ii) 当該国際登録の番号。望ましくは、原産地名称を構成する名称や地理的表示を構成する表示など、確認されるべき国際登録の識別を可能にする情報を伴うものとする。

(iii) 拒絶の基礎となった理由

(iv) 拒絶が先の権利の存在に基づいている場合は、当該先の権利の基本的事項並びに、特に、この権利が国内、広域又は国際商標出願又は登録によるものであるときは、日付及び出願番号若しくは登録番号、(該当する場合)優先日、所有者の名称及び宛先、当該商標の複製、並びに当該商標出願又は登録において記載された該当商品及びサービスの一覧。この一覧は、当該出願又は登録の言語により提出することができる。

(v) 拒絶が原産地名称の一部の要素にのみ係わる場合は、拒絶に係わる要素

(vi) 拒絶に対して行使することができる司法上又は行政上の救済方法。適用期限を併記。

(3) [国際登録簿への記入及び国際事務局による通告]規則10(1)に従うことを条件として、国際事務局は、すべての拒絶を、拒絶の通告が国際事務局に送付された日付とともに国際登録簿に記入し、かつ、原産締約国の管轄当局に対し又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人及び原産締約国の管轄当局に対し、拒絶通告の写しを送付する。

規則10 瑕疵がある拒絶通告

(1) [正規のものとみなされない拒絶通告]

(a) 次の場合は、国際事務局は、拒絶通告とみなさない。

(i) 当該拒絶通告において当該国際登録の番号を表示しない場合。ただし、宣言に示された他の情報により、当該登録を明確に識別することが可能なときはその限りでない。

(ii) 如何なる拒絶理由を示していない場合。

(iii) 拒絶通告が規則9(1)にいう関連する期限の満了後に国際事務局に送付された場合。

(iv) 管轄当局が拒絶通告を国際事務局に通告しなかった場合。

(b) (a)が適用される場合は、国際事務局は、拒絶通告を提出した管轄当局に対し、当該拒絶は国際事務局により正規のものと認められず、国際登録簿に記入されなかった旨を通知し、その理由を示すとともに、関係する国際登録を識別できないときを除き、原産締約国の管轄当局に対し又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条

(2) (ii)にいう自然人若しくは法人及び原産締約国の管轄当局に対し、拒絶通告の写しを送付する。

(2) [瑕疵がある通告] 拒絶通告(1)にいう以外の瑕疵がある場合は、国際事務局は、それに拘らず当該拒絶を国際登録簿に記入し、かつ、原産締約国の管轄当局に対し又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人及び原産締約国の管轄当局に対し、拒絶通告の写しを送付する。国際事務局は、当該管轄当局又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人の請求に応じて、拒絶通告を提出した管轄当局に対し、当該通告を遅滞なく正規のものに改めるよう求める。

規則11 拒絶の撤回

(1) [国際事務局への通告] 拒絶通告した管轄当局は、いつでも、当該宣言の一部又は全部を撤回することができる。拒絶の宣言の撤回は、当該管轄当局により国際事務局に通告され、署名されるものとする。

(2) [通告の内容] 拒絶の撤回通告においては、次の事項を表示する。

(i) 当該国際登録の番号。望ましくは、原産地名称を構成する名称又は地理的表示を構成する表示等、国際登録の特定確認を可能にする他の情報を伴うものとする。

(ii) 撤回理由、一部撤回の場合は規則9(2)(v)にいう事項。

(iii) 拒絶が撤回された日

(3) [国際登録簿への記入及び国際事務局による通告] 国際事務局は、(1)にいう撤回を国際登録簿に記入し、かつ、原産締約国の管轄当局に対し又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人及び原産締約国の管轄当局に対し、撤回の通告の写しを送付する。

規則12 保護の付与

(1) [保護の付与に係る陳述書]

(a) 国際登録の効力を拒絶しない締約国の管轄当局は、規則9(1)にいう期限内に、国際登録の対象である原産地名称または地理的表示に保護が付与されることを確認する陳述書を国際事務局に送付することができる。

(b) 当該陳述書には、次の事項を記載する。

(i) 陳述書を作成した締約国の管轄当局

(ii) 関係する国際登録の番号。これには、原産地名称を構成する名称又は地理的表示を構成する表示等、国際登録の特定確認を可能にする他の情報を添付することが望ましい。

(iii) 陳述書の日付

(2) [拒絶後の保護の付与に係る任意の陳述書]

(a) 拒絶の通告を既に提出した管轄当局は、当該拒絶を撤回することを望む場合は、規則11(1)に従い拒絶の撤回を通告する代わりに、国際事務局に対し、該当する原産地名称又は地理的表示に保護が付与される旨の陳述書を送付することができる。

(b) 保護の付与に係る陳述書には、次のものを表示する。

(i) 陳述書を作成した締約国の管轄当局

(ii) 関係する国際登録の番号。これには、原産地名称を構成する名称又は地理的表示を構成

する表示等，国際登録の特定確認を可能にする他の情報を添付することが望ましい。

(iii) 撤回の理由及び拒絶の一部撤回となる保護の付与の場合は，規則9(2)(v)にいう事項，並びに

(iv) 保護が付与された日付

(3) [国際登録簿への記入及び国際事務局による通告] 国際事務局は，(1)又は(2)にいう保護の付与に係る陳述書を国際登録簿に記入し，かつ，原産締約国の管轄当局に対し又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は，受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人及び原産締約国の管轄当局に対し，当該陳述書の写しを送付する。

規則13 締約国における国際登録の効果の無効

(1) [国際事務局に対する無効通告] 締約国において国際登録の効果が全体的または部分的に無効化される場合，及びもはや無効が不服申立の対象でない場合，関係締約国の管轄当局は国際事務局に無効通告を送付するものとする。当該無効通告は，次のものを表示又は含むものとする。

(i) 関係する国際登録の番号。これには，原産地名称を構成する名称又は地理的表示を構成する表示等，国際登録の特定確認を可能にする他の情報を添付することが望ましい。

(ii) 無効宣言した管轄当局。

(iii) 無効宣言した日付。

(iv) 一部無効の場合，規則9(2)(v)にいう事項

(v) 無効宣言の基礎となる理由。

(vi) 国際登録の効果を無効にした決定の写し。

(2) [国際登録簿への記入及び国際事務局による通告] 国際事務局は，この無効を，(1)(i)から(v)までにいう事項とともに国際登録簿に記入し，かつ，原産締約国の管轄当局に対し又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は，受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人及び原産締約国の管轄当局に対し，当該通告の写しを送付する。

規則14 第三者に与えられる経過期間

(1) [国際事務局への通告] 1967年改正協定第5条(6)又はジュネーブ改正協定第17条(1)に従い，締約国における登録された原産地名称又は登録された地理的表示の使用を終止するための一定の期間を第三者に与えた場合は，当該締約国の管轄当局は，その旨を国際事務局に通告する。当該通告は，当該当局により署名されるものとし，かつ，次のものを表示する。

(i) 関係する国際登録の番号。これには，原産地名称を構成する名称又は地理的表示を構成する表示等，国際登録の特定確認を可能にする他の情報を添付することが望ましい。

(ii) 関係する第三者の特定

(iii) 当該第三者に与えられた期間。これには，経過期間中の使用の範囲についての情報を添付することが望ましい。

(iv) 一定の期間が開始する日。この日は，1967年改正協定第5条(2)若しくはジュネーブ改正協定第6条(4)に基づく国際登録の通告の受領から1年3月以内とし，又はジュネーブ改正協定第29条(4)の場合は，当該受領から2年3月以内とする。

(2) [ジュネーブ改正協定第17条に基づく期間] ジュネーブ改正協定第17条に基づいて第三者に与えられる期間は，15年を超えてはならない。期間は，各事例の特定の状況により異なる。

る場合があり、また、10年を超える期間は例外的である。

(3) [国際登録簿への記入及び国際事務局による通告] (1)にいう通告が当該管轄当局により(1) (iv)にいう日前に国際事務局に送付されることを条件として、国際事務局は、当該通告を、そこに記載された事項とともに国際登録簿に記入し、かつ、原産締約国の管轄当局に対し又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2) (ii)にいう自然人若しくは法人及び原産締約国の管轄当局に対し、当該通告の写しを送付する。

規則15 変更

(1) [許容し得る変更] 次の変更は、国際登録簿に登録することができる。

(i) 1又は一部の受益者の追加又は削除

(ii) 受益者又はジュネーブ改正協定第5条(2) (ii)にいう自然人若しくは法人の名称又は宛先の変更

(iii) 原産地名又は地理的表示が適用される商品の地理的生産地域又は地理的原産地域の範囲の変更

(iv) 規則5(2) (a) (vii)にいう立法上若しくは行政上の決議、司法上若しくは行政上の決定又は登録に関する変更

(v) 原産地名又は地理的表示が適用される商品の地理的生産地域又は地理的原産地域には影響を及ぼさない原産締約国に関する変更

(vi) 規則16に基づく変更

(2) [手続]

(a) (1)にいう変更の記入に係る請求は、原産締約国の管轄当局により又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2) (ii)にいう自然人若しくは法人により、国際事務局へ提出され、署名され、かつ、規則8に定める手数料を添えるものとする。

(b) (1)にいう変更の記入に係る請求は、ジュネーブ改正協定第1条(xiii)にいう新たに設けられた国境に跨る地理的生産地域又は地理的原産地域に係る場合は、ジュネーブ改正協定第5条(4)にいう共通で指定された管轄当局により、国際事務局へ提出され、かつ、署名されるものとする。

(3) [国際登録簿への記入及び管轄当局への通告] 国際事務局は、(1)及び(2)に従い請求された変更を、国際事務局が請求を受領した日付とともに国際登録簿に記入し、当該変更を請求した管轄当局に記入を確認し、かつ、他の締約国の管轄当局に当該変更を通知する。

(4) [ジュネーブ改正協定に基づいて行われた国際登録に係る任意の選択肢] ジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、(1)から(3)までを準用するものとする。受益者から又はジュネーブ改正協定第5条(2) (ii)にいう自然人若しくは法人からの請求には、ジュネーブ改正協定第5条(3)に従い宣言を行った原産締約国において原産地名又は地理的表示への保護の付与の根拠となった登録、立法上若しくは行政上の決議又は司法上若しくは行政上の決定の相応する変更のために変更を請求する旨及び国際事務局が、関係する受益者又は自然人若しくは法人に国際登録簿への当該変更の記入を確認し、ジュネーブ改正協定第5条(3)に従い宣言を行った原産締約国の管轄当局にも通知すべき旨を表示しなければならない。

規則16 保護の放棄

(1) [国際事務局への通告] 原産締約国の管轄当局又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、

受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人若しくは原産締約国の管轄当局は、いつでも、締約国の全部ではなく1又は一部に関して原産地名称又は地理的表示の保護を全部又は一部放棄する旨を国際事務局に通告することができる。保護の放棄の通告は、関係する国際登録の番号(これには、原産地名称を構成する名称又は地理的表示を構成する表示等、国際登録の特定確認を可能にする他の情報を添付することが望ましい)を表示し、かつ、管轄当局により又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人により署名されるものとする。

(2) [放棄の撤回]

(a) 原産締約国の管轄当局又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人若しくは原産締約国の管轄当局は、いつでも、規則6(1)(d)に基づく放棄を含む放棄の全部又は一部を撤回することができる。ただし、変更に係る手数料の納付及び規則6(1)(d)に基づく放棄の場合は、瑕疵の訂正を条件とする。

(b) ジュネーブ改正協定第6条(5)(b)に従うことを条件として、放棄の対象である各締約国においては、登録された原産地名称又は地理的表示は、次の時から保護される。

(i) (1)にいう放棄の場合は、放棄の撤回を国際事務局が受領した日、及び

(ii) 規則6(1)(d)にいう放棄の場合は、瑕疵の訂正を国際事務局が受領した日

(3) [国際登録簿への記入及び管轄当局への通告] 国際事務局は、(1)にいう保護の放棄又は(2)にいう放棄の撤回を国際登録簿に記入し、原産締約国の管轄当局に対し及びジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、原産締約国の管轄当局にも通知すると同時に受益者又は自然人若しくは法人に対し、記入を確認し、かつ、当該放棄又は当該放棄の撤回に係る各締約国の管轄当局に対し、国際登録簿への当該変更の記入を通知する。

(4) [規則9から規則12までの適用] 放棄の撤回の通告を受領した締約国の管轄当局は、その領域における国際登録の効果の拒絶を国際事務局に通告することができる。当該管轄当局は、この宣言を、国際事務局による放棄の撤回の通告を受領した日から1年の期間内に国際事務局に送付する。規則9から規則12までを準用するものとする。

規則17 国際登録の取消

(1) [取消の請求] 原産締約国の管轄当局又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人若しくは原産締約国の管轄当局は、いつでも、自己の国際登録を取り消すよう国際事務局に請求することができる。取消請求は、関係する国際登録の番号(これには、原産地名称を構成する名称又は地理的表示を構成する表示等、国際登録の特定確認を可能にする他の情報を添付することが望ましい)を表示し、かつ、管轄当局により又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人により署名されるものとする。

(2) [国際登録簿への記入及び管轄当局への通告] 国際事務局は、すべての取消を、請求に示された事項とともに国際登録簿に記入し、原産締約国の管轄当局に対し又はジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、原産締約国の管轄当局にも通知すると同時に受益者若しくは同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人に対し、記入を確認し、かつ、他の締約国の管轄当局に当該取消を通知する。

規則18 国際登録簿に施す訂正

(1) [手続] 国際事務局が、職権上又は締約国の管轄当局の請求に応じて、国際登録に関して国際登録簿に誤りがあると判断する場合は、登録簿をそれに応じて訂正するものとする。

(2) [ジュネーブ改正協定に基づく国際登録に係る任意の選択肢]ジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、(1)に基づく請求は、受益者又は同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人が提出することもできる。国際事務局は、受益者又は自然人若しくは法人に対し、国際登録に関するすべての訂正を通知する。

(3) [管轄当局への訂正の通知] 国際事務局は、すべての締約国の管轄当局に対し及びジュネーブ改正協定第5条(3)の場合は、受益者又は同改正協定第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人に対し、国際登録簿のすべての訂正を通知する。

(4) [規則9から規則12までの適用] 誤り訂正が原産地名称、地理的表示又は原産地名称又は地理的表示が適用される商品に係る場合、締約国の管轄当局は、訂正後の原産地名称又は地理的表示の保護を保証することができない旨を宣言する権利を有する。当該管轄当局は、この宣言を、国際事務局による訂正の通知の日から1年の期間内に国際事務局に通告するものとする。規則9から規則12までを準用するものとする。

第IV章 雑則

規則 19 公告

国際事務局は、国際登録簿に記入された事項をすべて公告する。

規則 20 国際登録簿の抄本及び国際事務局が提供するその他の情報

(1) [国際登録簿の内容に関する情報] 国際事務局は、国際登録簿の抄本又は登録簿の内容に関するその他の情報を請求する者に対し、規則 8 に定める手数料の納付を条件として、これを提供する。

(2) [原産地名称保護又は地理的表示保護の基礎となっている規定、決定又は登録の伝達]

(a) 何人も、規則 8 に定める手数料の納付を条件として、国際事務局に対し、規則 5(2) (a) (vii)にいう規定、決定又は登録の原語による写しを請求することができる。

(b) この書類が既に国際事務局に伝達されていた場合は、国際事務局は、その写しを遅滞なく請求人に送達する。

(c) この書類が国際事務局に伝達されていなかった場合は、国際事務局は、その写しを原産国の管轄当局に請求し、これを受領し次第請求人に送達する。

規則 21 署名

本規則に基づいて当局の署名が必要な場合は、この署名は印刷すること又は複写若しくは公印の添付によって代えることができる。

規則 22 各種通告の送達日

規則 9(1)、規則 14(1)、規則 16(4)及び規則 18(4)にいう通告又は規則 12(1)にいう通告が郵便により送達される場合は、送達日は消印により決定する。消印が読めない場合又は欠如している場合は、国際事務局は、当該通告を受領した日の 20 日前に送達されたものとして扱う。当該通告がメール配信サービスにより送達される場合は、送達日は、当該配信サービスにより記録された配送詳細に基づいて当該サービスが提供する情報により決定する。当該通告は、実施細則に規定する通り、ファクシミリ又は電気通信手段によって送達される場合もある。

規則 23 国際事務局による通告の態様

本規則にいう国際事務局による如何なる通告も、国際事務局が通告の受領を確認できるようにするためのあらゆる手段で、管轄当局、又はジュネーブ改正協定第 5 条(3)の場合、受益者又は同改正協定第 5 条(2) (ii)にいう自然人若しくは法人に対して送達される。

規則 24 実施細則

(1) [実施細則の制定；それにより規制される事項]

(a) 事務局長は、実施細則を制定し、それらを変更することができる。実施細則を制定し又は変更する前に、事務局長は、実施細則の提案又はその変更提案に直接利害関係がある、締約国の管轄当局に諮問する。

(b) 実施細則は、本規則が明示的に当該細則を参照する事項及び本規則の適用に関する詳細

を取り扱う。

(2) [総会による監督] 総会は、事務局長に対し、実施細則の何れかの規定を変更するよう求めることができ、事務局長は、それに応じて処理をしなければならない。

(3) [公告及び発効日]

(a) 実施細則及びその変更は、公報において公告される。

(b) 各々の公告は、公告された規定が発効する日付を明示しなければならない。発効日は、異なる規定について別の日とすることができるが、ただし、如何なる規定も、公報での公告に先だって、発効とすることはできない。

(4) [改正協定又は本規則との不一致] 実施細則の規定と改正協定又は本規則の規定との間の不一致の場合は、後者が優先する。

規則25 施行、経過規定

(1) [施行] 本規則は、[リスボン同盟の総会が決定する日]に施行され、同日以降、2016年1月1日施行の原産地名称の保護及び国際登録に関する1967年改正協定に基づく規則(以下「協定に基づく規則」という)に取って代わる。

(2) [経過規定] (1)に拘らず、次のとおりとする。

(i) (1)にいう日前に国際事務局が受領した1967年改正協定の適用を受ける出願は、1967年改正協定に基づく規則の要件に適合する限り、規則7において、適用される要件に適合するものとみなす。

(ii) 拒絶、拒絶の撤回、保護の付与に係る陳述書、締約国における国際登録の効果の無効の通告、第三者に与えられる経過期間、変更、保護の放棄又は1967年改正協定に基づいて行われた国際登録の取消に係る通信であって、(1)にいう日前に国際事務局が受領したものは、1967年改正協定に基づく規則の要件に適合する限り、それぞれ、規則9(3)、規則11(3)、規則12(3)、規則13(2)、規則14(3)、規則15(3)、規則16(3)及び規則17(2)において、適用される要件に適合するものとみなす。